

## 移住支援制度と移住プロセスからみる移住促進における課題 —大分県国東市と竹田市におけるケーススタディ—

正会員 ○太田 裕喜\* 同 姫野 由香\*\*  
同 鶴 梨佳\* 同 金 大一\*\*\*

移住 地域おこし協力隊 移住支援  
行政 事例研究 ヒアリング調査

### 1. 研究の背景と目的

首都圏への若者の流出などにより、地方ほど人口減少問題は顕在化している。そのようななか、産業や生活環境等の条件不利地域の活性化を目的とした地域振興 5 法<sup>注1)</sup>が定められており、その一つに半島振興法がある。本研究の対象地域が含まれる国東半島振興計画も、平成 27 年に改定され、目的規定に『定住の促進』が追加された<sup>注2)</sup>。

また、地方の地域力の維持・強化を図ることを目的とした制度のなかに、「地域おこし協力隊」がある<sup>注3)</sup>。大分県竹田市は平成 27 年から 29 年現在まで、地域おこし協力隊の数が全国の市町村の中で最も多い<sup>注4)</sup>。

そこで本研究では、大分県国東市と竹田市を対象とし、移住支援制度や移住の実態から、移住を促進する支援に関する有効な知見を得ることを目的とする。

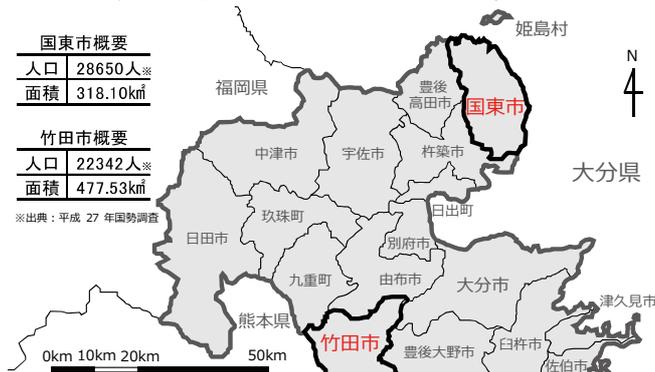


図1 国東市と竹田市の位置図

### 2. 研究方法

支援制度の活用数や移住者数等から、国東市と竹田市の移住支援の傾向分析を行う。次に、地域おこし協力隊と移住者の移住の実態から、移住期間ごとの特徴と課題を把握し、各時期に必要な移住支援を明らかにする。

### 3. 行政へのヒアリングによる移住支援の現状

(1) 国東市：移住者<sup>注5)</sup>は、市外からの転入者でかつ移住支援策<sup>注6)</sup>を活用している者と定義している。

年代別移住者数は、30 代の 20.6%が最多であり、次いで 60 代の 17.4%となっている。これは、子育て世代と子育てを終えた世代が田舎暮らしを求めた結果と考えられる。また平成 24 年に、地域おこし協力隊を初めて募集をして以降、現在までその数は増加を続けている(表 1)。

国東市は主に3つの移住支援策を実施している(表 1)。家財道具の処分や引っ越し、住居の改修といった、移住

の一連の流れを支援している。またこれら全ては、住居に関する支援である。

(2) 竹田市：移住者は、空き家バンクを活用して市外から転入した者と定義している。

移住者のうちの約 8 割を 20 代から 40 代が占めており、特に 30 代は最多であることが分かった。

地域おこし協力隊は、平成 26 年から急増している。同年に就任した 18 名のうち 11 名は任期終了後、地域に残っており、制度の目的が達成されつつあると考えられる。また、平成 27 年の 29 名と平成 28 年の 44 名は、全国の市町村の中で最も多い隊員数となっている(表 1)。

竹田市の移住支援策は「起業」と「住居」に関する支援策の大きく 2 種類に分けられることが分かった(表 1)。

### 4. 移住事例の傾向分析

#### 4-1 ヒアリング調査の概要

本研究では地域おこし協力隊 5 名、移住者 5 名の総計 20 名にヒアリング調査を実施した。各市で移住者の定義が異なるため、ヒアリング対象者の条件は、基本的に 20 代から 40 代の子育て世代を中心とした市外からの転入者とした<sup>注7)</sup>。質問内容は、移住の経緯、活用した補助制度、移住するにあたっての問題点・解決方法、移住後の利点に関してである。

#### 4-2 移住事例からみる傾向分析

(1) 移住前：移住に関心を持ち始め、移住先を選定するまでの時期である(図 2-①)。この時期には、移住者と地域おこし協力隊が共通して「知人」に相談をし、移住者は「全国の自治体」にも相談している。また、NPO や社団法人などの、一括して情報を収集できる中間支援組織へ相談した者は少ない。問題点として、移住相談の窓口がわからないという意見も挙げられている。このことから、中間支援組織の利用促進と広報の必要性がうかがえる。

期間の長さは、移住者で平均 9.6 カ月、地域おこし協力隊で平均 4.5 カ月である。地域おこし協力隊の場合は、移住先での収入が保証されており、移住先も隊員募集を行っている地域に限られるため、期間が短いと考えられる。

(2) 移住準備期間：移住先を決めた後、実際に転居するまでの時期である(図 2-②)。地域おこし協力隊は応募し、移住先を訪問し情報収集を行っている。移住者も実際に移住先を訪問していることから、この時期は現地を

表1 移住支援策に関するまとめ

国東市	移住者	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
		相談件数	50件	50件	50件	100件	100件	100件	100件	80件	100件
移住者数	10名	13名	11名	59名	59名	60名	60名	31名	12名	245名	
地域おこし協力隊人数	0名	0名	0名	4名	4名	5名	5名	10名	11名	—	
地域に就いた人数	0名	0名	0名	0名	1名	1名	1名	—	—	3名	
移住支援	制度名	施行年度	H22年 11月～		H28年 4月～		H28年 4月～				合計
		実施主体	国東市		国東市		国東市				補助内容
	空き家活用支援事業補助金(空き家バンク登録制度)		264.5万円		264.5万円		264.5万円		12件		家財道具処分・引っ越し費用・住宅改修補助
	国東市移住定住促進事業住宅新築・購入奨励金事業		2,120万円		2,120万円		2,120万円		26件		住宅購入補助
	移住シングルペアレント生活応援事業		40万円		40万円		40万円		2件		単身世帯の引っ越し補助
移住者	移住者	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
		相談件数	18件	48件	199件	197件	171件	120件	120件	—	—
	移住者数	21名	42名	59名	31名	27名	26名	35名	35名	—	241名
	地域おこし協力隊人数	2名	1名	1名	0名	18名	28名	44名	43名	—	133名(41名)
	地域に就いた人数	0名	0名	0名	0名	2名	0名	0名	0名	—	—
竹田市	移住支援策	制度名	施行年度	実施主体	事業費	活用数	補助内容				
		竹田市空き家活用奨励金	H22年 4月～	竹田市		69件	空き家契約・奨励金				
	竹田市空き家改修事業補助金	H22年 4月～	竹田市	H22: 273.6万円	15件	移住者・空き家改修補助					
	竹田市空き店舗対策事業補助金	H22年 4月～	竹田市	H23: 317.2万円	選手・13件 選手・32件	空き店舗活用・起業補助					
	竹田市お試し暮らし短期滞在費助成金	H22年 4月～	竹田市	H24: 764.5万円	82件	移住者・宿泊補助					
	竹田市歴史・文化資源活用型企業支援事業補助金	H22年 4月～	竹田市	H25: 1010.6万円	16件	創作家・起業補助					
	竹田市起業家育成支援事業補助金	H24年 4月～	竹田市	H26: 594万円	11件	起業補助					
	竹田市空き家バンク登録前の空き家改修事業補助金	H27年 4月～	竹田市	H27: 1025万円 (県補助: 55万円)	11件	空き家改修補助					
	竹田市Uターン促進住宅取得・住宅改修事業補助金	H28年 4月～	竹田市	H28: 1488.6万円 (県補助: 110万円)	0件	Uターン・住宅補助					
	竹田市三世帯同居等定住支援事業補助金	H28年 4月～	竹田市		1件	三世帯世帯・住宅補助					

訪れ、より詳細な移住先、住居の情報を収集する時期と考えられる。またこの時期の問題点として、空き家バンクサイトの情報不足や単身者向け住居の不足が挙げられている。このことから、一度移住先を訪問する支援やより充実した移住先、住居の情報提供をする必要があると考えられる。

期間の長さは、移住者で平均 4.6 カ月、地域おこし協力隊で平均 2.1 カ月である。これは、地域おこし協力隊の住居を行政が準備するためであると考えられる。

(3) 移住後：移住先で生活を始め、地域おこし協力隊は活動を開始する時期である(図 2-③)。移住者は、引っ越し費用の補助申請や就業機会の確保、空き家の改修を行っている。地域おこし協力隊は行政の支援を受けているが、移住者は就業のために地域内外の様々な主体から支援を受けており、移住後も就業支援を受けていることがわかった。また問題点として、この時期に生活習慣の差を感じているため、地域とのコミュニケーションを支援する必要があると考えられる。

5. 総括

本研究は、大分県国東市、竹田市での地域おこし協力隊と移住者による移住事例から、移住の変遷を3つの時期に分けて、各時期に必要な移住支援策を明らかにした。

(1) 移住前：移住者と地域おこし協力隊は共通して、

NPO や社団法人などの中間支援組織への移住相談が少ない。また、自治体への移住相談が多いことから、全国の自治体と中間支援組織が協力し、移住希望者へ向けた中間支援組織の広報と利用促進を行う必要性がうかがえる。

(2) 移住準備期間：より詳細な情報を収集する時期であり、移住者も地域おこし協力隊も共通して移住先を訪れている。また住居に関する詳細な情報も不十分であることから、訪問機会の促進や地域住民との交流機会の促進が必要であると考えられる。

(3) 移住後：この時期は、地域おこし協力隊が行政の支援を受けており、移住者は就業のために地域内外の様々な主体から支援を受けている。また、この時期に生活習慣の差を感じる者が多いため、中間支援組織などにより、移住後も継続的に地域住民との交流機会を準備する必要があると考えられる。

【補注】

- 注1) 「過疎地域自立促進特別措置法」、「山村振興法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の5法である。
- 注2) 国東地域半島計画による。
- 注3) 総務省「地域おこし協力隊」制度による。
- 注4) 平成26～29年度までの総務省報道資料「地域おこし協力隊の活動状況」による。
- 注5) 移住者の明確な定義は存在せず、各自体が各自で定める。
- 注6) 国東市における移住支援策は、「空き家活用支援事業補助金」、「国東市移住定住促進事業住宅新築・購入奨励金事業」、「移住シングルペアレント生活応援事業」を指す。
- 注7) 「地域おこし協力隊」全体の約9割が20～40代であり、「NPO 法人ふさと帰郷支援センター」利用者の約7割が20～40代であるため、対象とした。

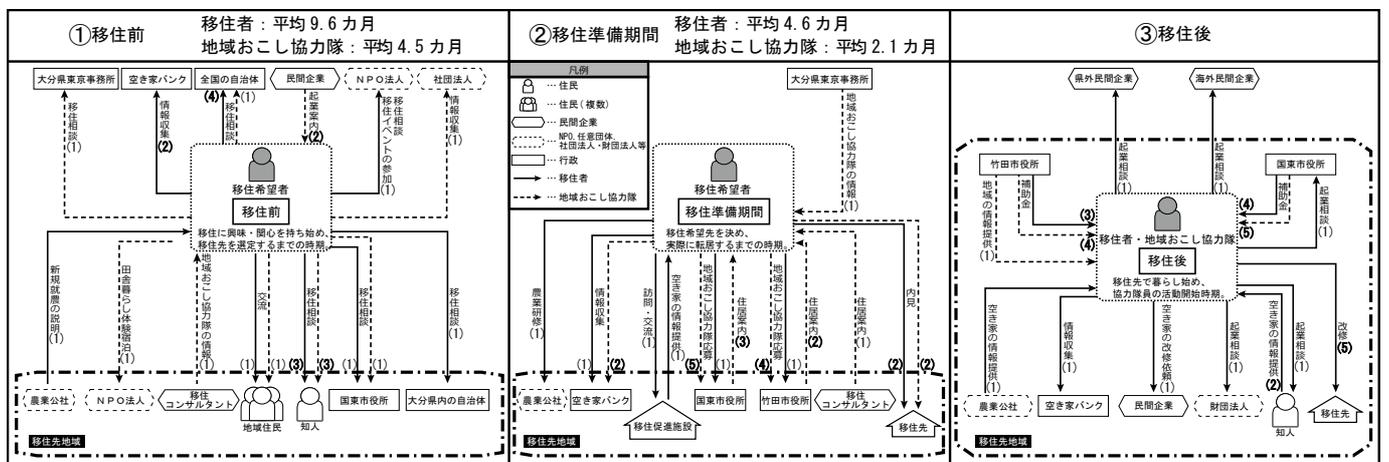


図2 移住者と地域おこし協力隊の移住モデル

\*大分大学大学院工学研究科博士前期課程

\*\*大分県工学部福祉環境工学科・助教 博士(工学)

\*\*\*大分大学大学院工学研究科博士後期課程

\* Graduate Student, Oita Univ

\*\* Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng, Oita Univ., Dr.Eng

\*\*\* Doctoral Course, Oita Univ